

令和4年度高知県人権尊重の社会づくり協議会 議事録（概要）

1 開催日時 令和5年3月20日（月） 13時30分～15時30分

2 開催場所 高知城ホール 4階多目的ホール

3 出席者 （関係行政機関の職員）

菅谷 和彦 委員

西村 愛子 委員

（学識経験者）

井奥 和男 委員【会長】

稲田 知江子 委員【副会長】

内田 洋子 委員

大町 裕子 委員

岡谷 英明 委員

岡上 裕 委員

加藤 秋美 委員

篠森 敬三 委員

仙頭 ゆかり 委員

中村 美保 委員

BURGOINE SEAN WILLIAM 委員

藤岡 宏健 委員

（高知県）

山地 和 子ども・福祉政策部長

田村 敬子 子ども・福祉政策部副部長

岡田 哲也 人権・男女共同参画課長

西尾 憲二 危機管理・防災課課長補佐

松岡 智加 健康対策課課長補佐

近藤 由佳 地域福祉政策課長

上坪 敦哉 長寿社会課課長補佐

西野 美香 障害福祉課長

森本 順也 障害保健支援課長補佐

公文 須雅 子ども家庭課課長補佐

依光 香代子 文化国際課長

溝渕 松男 県民生活課課長補佐

濱口 由紀 雇用労働政策課課長補佐
吉岡 佳代 人権教育・児童生徒課チーフ
門田 登志和 (公財) 高知県人権啓発センター理事長

4 議 事

- (1) 令和4年度「人権に関する県民意識調査」の結果について
- (2) 「高知県人権施策基本方針―第2次改定版―」の令和3年度実績等について

(1) 令和4年度「人権に関する県民意識調査」の結果について

人権・男女共同参画課

資料1-1、1-2、1-3、1-4により説明。

委員

インターネットによる人権侵害を人権問題として捉える方が55%と非常に多いとのことだが、基本的には、今年と去年は新型コロナウイルス感染症とも関連があると思っている。なかなか対面ができない中で、みんながネットで授業を受けるなど、インターネットに触れる機会が多くなり、今まで使っていない方も使うようになったので、いろいろなところでインターネットによる人権侵害に関わってくると思う。

それで、インターネットによる人権侵害は、なかなか奥が深く、アンケートも拝見したが、やはり一番困っているのは、プライバシーを書き込まれてしまうということにつきるが、書き込まれた方からすると、個人でそれを直していくというのは非常に骨が折れるし、未成年者だったら非常に大変だということで、これについていろんな支援があるといいと思っている。今回、差別的投稿の削除を専門の業者に依頼するという説明もあったので、そこは安心している。

もう一つは、GIGAスクールとか、子供たちが最近インターネットに入ってきたということもあるが、やはりSNSとか、インターネット上のコミュニケーションは非常に難しい。大人でも難しいと思っている。

よく心理学的には言うが、一つはテキスト化、単純化というものがあり、面と向かって話をしていればどうということないが、ワンワードで書き切ってしまうと、非常に意味が強く伝わるし、また、文脈が失われてしまい、前後関係や背景も全くないので、伝わりにくい。あとは、表情や身ぶり手ぶりが見えないので、同じ「あほや」と言われても、笑いながら言われるのは「突っ込みかな」と思うが、テキストで書かれるとなかなかショックだと思う。

あと、よく言うのは記録化で、話の中で言ってしまうと、それで消えてしまうが、ずっと残っているということ。ツイッターにしても何にしても削除するまでは残っているし、拡散性も非常に大きい。子供たちが友達同士で5～6人で話していたぐ

らいで済めば良いが、SNSに書いてしまうとクラスの全員が読めたりするので、SNSによるコミュニケーションは非常に慎重にやらないといけない。個人的な意見だが、人権侵害や、人権に係るようなこと以前に、SNSのコミュニケーションについて、中学校ぐらいから教えた方がいいのではないかと考えており、そうした取組についても期待したいと思う。

会長

ネット侵害に対する救済措置や、SNS活用とプライバシー侵害の問題など、いろいろと学校現場で取組まれていると思うが、この救済・保護については、法務局の方でも相談窓口等があるがどうか。

委員

法務局では、全国で重点目標やキャッチコピーを定め、「誰かのことじゃない」といった視点で、インターネット上の人権侵害をなくそうといったことであったり、子供の人権を守ろうといったことを含めて、全部で17項目の啓発活動の強調事項を掲げて取組んでいる。次年度も同じような項目を掲げ、相談・啓発・調査・救済等に取り組む予定である。

県でインターネットに関するモニタリング等を始めるとのことだが、モニタリングを開始することで、県では、インターネット上の差別的な事案、例えば識別情報の摘示等、人権侵犯を疑われる様々な書き込みなど、今より多く発見されると思う。

また、県としては直接、プロバイダの方に削除要請されると思うが、併せて削除されない場合等も含めて、法務局の方にも、これまで以上に通報される案件が増えると思う。

こういった各自治体からの通報があれば、法務局の業務として、適正且つ迅速に人権侵害が疑われるかどうかをまず検討して、内容を確認し、侵犯性があると疑われる可能性があれば、法務局としても人権侵犯事件に位置づけるということになる。その結果、侵犯性があると認められれば、プロバイダ等に対して、法務局からも削除要請を行っていくことになると思う。これまで以上に、協力・連携の強化を図っていく必要があると考えるので、よろしくお願ひしたい。

会長

これから件数等も増えていくと思うので、特に、削除要請と通報については、よろしくお願ひしたい。

もう一点、学校現場でのお話があったが、教育委員会の現場からはどうか。

人権教育・児童生徒課

ネット上での誹謗中傷や、人権侵害に関わるようなもの、また、犯罪被害に巻き

込まれることを危惧しており、令和3年度末に情報モラル教育実践ハンドブックを作成し、令和4年度の初めに、公立の全学校に、また公立小中学校の全教職員に配布した。公立の高校と特別支援学校の教職員については、ネットでダウンロードして活用してほしいと周知した。また、活用率は校種によって差があり、2割から5割ということで、今後も更なる活用を進めたいと考えている。

会長

事務局からの説明で、女性の社会参加促進について、非常に県民の意識が高くなっているが、この件に対してご意見をお願いしたい。

委員

先日、岸田首相が少子化克服対策として、男性の育休率を今は25%のところを2025年度には50%に上げて、そして、2030年度には85%に高めるということや、給付金を休業前の100%を給付するという取組が発表された。女性が仕事を続けようとしても、なかなか続けられなくて、いわゆるM字カーブと言うが、一旦、子育てをするときに夫婦どちらが負担するかとなった時に女性が辞めて、それまでのキャリアを離れることになる。そのことについて、とても負担が高まってきているというのがこれまでの状況で、それに対応する対策がいろいろ取られてきたことは本当にうれしく思う。そして、その成果、効果も見えてきていると感じる。

対策もとても重要で、進めていってほしいが、根本的なところである認識、意識の部分に働き掛けていくことがとても難しく、成果が見えるか見えないかが、とても難しいところ。ただ、やはりこの意識に働き掛けていかないと、形だけで終わってしまうかもしれないため、ぜひ、そちらの方に力を入れていただきたい。

私たちには、どうしても無意識の偏見というものがあって、差別してないと思いつつも、相手方から見ると差別している、というふうに思われてしまうことがある。特に、女性の場合は産む性としての負担があり、「家庭を担うのが女で、女性らしいことでしょう」ということに縛られて生きてるといふものがある。

一方で、男性は「一家の主として稼いでいかなければならない」、「泣き言を言うてはいけない」、「男らしさ」ということに縛られているところがある。そういうところをお互いに認識して、性、ジェンダーの平等が女性問題を飛び越えて必要だと思ふ。

特に、そういう問題が顕著になったのは、コロナ禍において、リモートワークにより、夫婦が家にいることで軋轢が生まれ、DVの相談が多くなったと聞いている。

ジェンダー平等の認識を早いうちから自分のものにしていく、もしくは、継続して教育や研修を受ける機会がある程度ないと、メディアやSNSによって途中まで思っていたものが、社会へ出てみると意外と性別による分担意識が結構残っていて、思っていたことと違う方向にいつてしまう、意識がすり替えられることも起こって

しまう。教育と研修と啓発、そして、先程言った制度上の対策がとても大切だ。学校教育においては、小学生から、ジェンダー平等という認識を人権学習でなくても、いろんなところで行い、人権平等やジェンダー平等ということが、底の方に全部流れるような取組が必要だと思う。

というのは、先程のインターネットの人権侵害でもあったが、もう子供たちは親が知らない、若いうちからインターネットに接しているため、教育が追いつかないとか、習っていたが、社会はどうも違うと感ずることもあるので、早いうちからの教育と、社会に出た後も企業や自治体等の方で職員研修をお願いしたい。

また、人権と言えば何か堅苦しいような感じもするが、そうではなく、「高知地域共生社会」のパンフレットにもあるように、みんなが良い社会をつくっていくための基本となるところだと捉えられるような、啓発イベントや啓発事業があれば良い。

もう一つ、この女性問題は、すごくプライバシーに関わることが多いので、相談のしやすさと窓口の充実が必要である。県民意識調査の結果で見ると、27ページの人権が侵害されたと思ったときの対応という設問で、「何もしなかった」や「友人や家族等に相談した」、もしくは、「相談しても解決しないと思った」と回答した方が結構多かったことを見ると、「どこに相談したら良いのか」、「どこに相談したら安心して相談に乗ってくれるか」という窓口をもう少し明確に伝えていくことが必要である。

それと、自治体の中で、「男女共同参画の計画づくりにもう少し力を入れていただきたい」という記述もあったので、進めていただきたいことと、計画づくりには将来の世代を担う若い人たちが複数入って携わっていくようにお願いしたい。

会長

今、政府で少子化対策としていろいろ女性に関係するものが出てきている。異次元の対策ということで、国会でも議論があったが、例えば、女性の活躍促進について、企業でも取組が進んでいると聞いているがどうか。

委員

まず、弊社では男性の育休取得や女性の活躍推進などのできるるところから取組んでいる。

〇〇委員の意見に賛成であり、どうすれば良くなるかについては、二つのことを同時に進めるべきと思う。

一つは、環境を含めた制度や、企業側の仕組みをしっかりと整えていかないといけない。

もう一つは、これが一番の理想だが、当事者や周囲の人たちの意識改革、意識改善を継続的に行っていく必要がある。弊社がやっていることは、例えば、制度は法

律に従いながら引き続き充実させているが、例えば、人権研修や、男性の育児参加を、年2回の人事異動の度に、昇進した管理職全員に集ってもらい、人権については人事部から講義をして、女性の活躍を含めた職場の意識の啓蒙については、私から直接話をしている。そういったことを継続しながら、その企業の文化や考え方をしっかり教えていくべきと考える。

男性の育休の話をする、取得は比較的出来始めたが、女性と同様に長い日数が取得しづらいといった問題が出てきている。対策として、来年度以降は、有給休暇をしっかりと取得していくことを全社員に啓蒙して、休暇の取得がしやすい雰囲気作りをしていくことを考えている。

委員

私は、離婚事件を扱っているが、家庭の中での男女の差別意識が、まだまだ根深く残っていて、それが原因で、破綻に至るケースをたくさん見てきた。表向きでは男女平等や人権に注目が集まり、県民意識調査への回答ではみんなが「それはいけない」と言うが、家庭の中、本音の部分、心の中では、まだまだ、それが根強く残っていると常に感じている。

県民意識調査に回答する方は、人権意識が元々高い方が答えていると思う。だから、実際の数字は、もっと、変わってくるのではないかと思うので、継続的に教育や啓発をしていくことが、とても大事だと常に思っている。

人権啓発センターの運営にも関わっているが、その中で常に申し上げているのが、人権というのがすごく固いので、もう少し柔らかい形で、何とか世間に受け入れられやすい形で啓発をしていけないかを、常に感じている。あまり良いアイデアは出てこないが、若い方たちにもっと参加していただくと、こういう会議や活動もそうだが、若い方がどういう教育を受け、どう思っているかを、突破口にしていくことができれば良いと思う。

会長

啓発面で、若い人の声を反映するというところで、いろんな情報誌の中で掲載されているように、Z世代はSGDsとの関係も含めて人権意識が高いように思える。中・高・大学等で女性の参画促進などといった取組もされているようだが、県の取組で県民意識調査の結果を受けて、若い人の声を反映したような部分はあるか。

人権・男女共同参画課

人権啓発センターのウェブサイトで、漫画を活用した人権啓発の配信をしている。また、「こころん」という人権啓発のマスコットキャラクターをいろんなイベント等で着ぐるみとして活用したり、ホームページを固すぎないイメージにするなど、工夫して行われていると思うが、まだまだ工夫する余地はあると感じている。私もよ

く「人権とは何だろう」と考えるが、人が尊重し合って、いろんな物事を決めていくという意味で、人権は非常に大事なものはあるものの、確かに固くないイメージは大事なので、若い方々を活用した啓発活動に取り組んでいくべきだと思う。

会長

ぜひ、人権に関しても、若い人が積極的に発言、参加できるような取組について、いろいろと知恵出しをお願いしたい。〇〇委員の話と少し関連するが、性的指向・性自認についてだが、女性らしさや男性らしさというところで、教育現場の方では、女性の活躍も含めて、何か取組んでいるか。

人権教育・児童生徒課

女性らしさや男性らしさで言うと、ジェンダー平等の考え方に基づいて、教育の内容自体が以前とは変わってきているため、まず、それに則った形でしっかりと学習を進める方針で、人権学習に限らず、教科等における学習について教育委員会の方でも取組んでいる。

性的指向・性自認は県民に身近な 11 の人権課題の一つでもあり、男性、女性に捉われない性の多様性をお互いが認め合っていくための、教職員研修や児童生徒への授業の充実を働きかけている。

11 の人権課題があるため、学校の中で特別に性的指向・性自認に関する学習が増えてきたとか、女性の人権に関する学習が増えてきたということは、一概に計れない。3年とか6年のスパンで、学校も子どもの実情に合わせて学習を進めていくため、具体の人権課題に特化した教職員研修が増えてきたとは言えないが、その中でも、特に性的指向・性自認は、平成 27 年に文部科学省から出された通知があるため、それに則って具体的な学習を進めていく流れになってきている。

人権教育・児童生徒課では、毎年テーマを絞って教職員研修の支援を行っているが、昨年度と今年度は、性的指向・性自認もテーマの一つに加えて支援を行った。

会長

なかなか難しい問題だと思う。現場の方でも、工夫しながら教育の充実をお願いしたい。

委員

性的指向とかジェンダーという部分は、私は、10年くらい高校生に講義を行っているが、学校数もだんだんと増えてきている状況で、私の場合はそこだけではなく、今後大人になっていくことを考えて、出産や人工授精等と人権を絡めて話をしているが、学生からは、「ネットでいろいろ見ると、やっぱり話してくれた内容とは全く違うんだっていうことが分かり、何を信じたら良いかが発見できた」という

感想が多く、対面式で講義を行うことが一番良いと感じている。

また、DVの件だが、私は外来も行っており、先日、患者からどうしたらよいかという相談があった。ずっと主人からDVを受けていた方がいて、子どもの前では今までやられたことはなかったが、今回は子どもの前でDVを受けてしまったということで、医師は、「もし可能だったら離婚も前向きに考えてもいいんじゃないか」と言ったが、「子どものために、自分が育った環境が、両親が離婚して片親だったので、子どもにはそういう思いはさせたくない、離婚はしたくない」とずっと言われていた。最終的には、どこに相談したら良いか分からず、今回、被害に遭ったので、まず、病院の方に来たという話だった。

子どもが見てしまったということなので、ソーシャルワーカーが、子どもの目線で見えていくということで、お母さんの許可を得た上で、学校の先生に子どもに何か変わったことがないかの注視をお願いしたと聞いた。もう少し、DV被害者の支援について、県として周知ができれば良いと思いながら聞いていた。

人権・男女共同参画課

DV被害の相談をお受けしている女性相談支援センターというところがあり、センターの相談件数は、年間1,200件であり、うちDV関係が年間300件くらいと聞いている。このセンターを広く知ってもらうために、民間団体と連携しながら周知カードやチラシを配っているが、もう少し工夫した啓発活動が必要だと思う。

また、性的指向・性自認について、ソールに「にじいろコール」という相談窓口を令和3年度から設置しており、今年度は15件ぐらいの相談がある。人権啓発センターでも自治体や企業で行う人権研修にセンターの講師を派遣しており、例えば、性的指向・性自認については、今年度は20回程、自治体や企業に出向いて、性の多様性への理解に関する啓発活動を行っている。

こうした相談体制や啓発を行っているところがあるという広報については、今後力を入れてやっていくべきだと思っている。

委員

女性相談支援センターに相談が来ると、必要に応じて弁護士相談を受けている。女性相談支援センターでは、女性のお手洗いに相談窓口啓発カードを置き、それを見て気軽に電話くださいという取組をしている。そういった点では、アピールをしているが、少し迷いがある方の場合、敷居が高いと感じ、女性相談支援センターに相談するか迷っている人もいると思う。

なので、離婚することは考えていないが、少し話を聞いてほしいという方も、受け付けているというアピールが必要である。弁護士から「離婚するとどうなるか、離婚しないならどうなるか。」という話を1回聞くと、安心される方が多い。弁護士に相談することについて、敷居が高く感じてしまう方が多くいるので、そこを考慮

したアピールをお願いしたい。

会長

困難を抱える女性を支援する法律という新しい法体系の施行も予定されており、県民に相談窓口を周知するには良いタイミングなので、特に配慮をお願いしたい。

今回、性的指向・性自認や新型コロナウイルス感染症について、新しい設問を設けられ、非常に関心も高まっているが、障害者施設で何か困っている事例や意見があればお願いしたい。

委員

人権をどのように施設で取入れていくかについて、今年度は、人権に関する基本的な学習を進めるということで、DVDを活用し、職員全体で人権について学ぶ取組をしている。先程、人権啓発を継続的に行っていく必要があるという話もあったので、今後も施設の中で人権についての学習を進めたいと思う。

会長

新型コロナウイルス感染症などに関して、病院でもいろいろあったと思うがどうか。

委員

新型コロナウイルス感染症に関しては、私は、後遺症外来を担当していたが、ブレインフォグと言う、罹ったあと頭に霞がかかって、「仕事をしようと思ってもやる気がないように見えてしまう」、「言葉が出ない」、「能力が結構下がる」という話を聞く。多くの患者が、「頭に霧がかかって霧が明けない」という言い方をされ、なかなか良くなり、今も症状を引きずったままの方がいる。

ただ、コロナに罹った方しか分からないので、周囲に、なかなかその状況を把握されず、「ズルをしている」とか、仕事に行っても能力が上がらないため、「あれだけ休んで何で良くならないんだ」とか言われる。また、ひどい会社になると、濃厚接触者として隔離状態になり、「隔離期間が明けたらすぐ仕事をしろ」と言われ、本人も言われているから仕事をするが、結局1ヵ月後には、状態が悪化し、仕事が全くできなくなる方も多い。

変な噂ばかりが飛び、なかなか患者のしんどさが分かってもらえないことと、もう一つ、学生が罹ってしまうと授業に集中できないことが大きな問題となっている。本人は一生懸命授業を聴こうとしているが、右の耳から左の耳へ抜けているし、途中で眠くなって集中できないため、試験が不合格になったりとすごい苦しさがあり、周りはずごく一生懸命やっているのに、自分だけが取残されていってしまうという問題も起きている。それに対して、両親が理解できていないことから、「学校に行っ

て勉強しなさい」と言うが、本人は、なかなかできないため、両親との溝が大きくなり、子どもが重度の鬱になってしまうこともある。

そういう場合、どういった形で接すれば良いかということもあるし、その子どもたちに話を聞くと、周りの友人も自分のことを理解できていないため、「大人と同様でズルをしているんじゃないか」、「お前だけ休めていいよね」と言われてしまう。今回、新型コロナウイルス感染症は、大きな問題を残していったと思いつながりながら見ていたが、30年前のH I Vの感染症のときに問題になったことが全く活かされていない。30年前も今も結局同じなんだと今回感じた。

会長

後遺症の問題は、患者がコロナの後遺症に認定されるまでに、何ヵ月も何ヵ所も医者をつら回り回しにされるといふ事例も、都会では問題になっている。また、今後新たな感染症が発生するのは間違いないと言われているので、県としても、医療部局と連携しながら対応を考えていただきたい。

従前から県民意識調査で関心のある人権課題の上位に出てくる、障害者と高齢者と子どもについて、いずれも40%ぐらいの関心があるようだが、子どもについてはどうか。

委員

まず、今までの話で、少し違和感を抱いた点がある。例えばインターネットや、女性の問題で、「学校に何とかしてほしい。子どもに対する教育が重要だ。」と言うことは十分に理解できるが、実際にやっていない訳ではない。情報モラルについて道徳教育の中でやるようになってきているし、道徳教育は必修化され、先程発言のあった情報モラル教育実践ハンドブックを活用した教員研修もやっている。

性の問題については、性教育ハンドブックが昨年作られ、その中で、生殖から含めて女性の問題、性の問題、性的指向・性自認の問題を学習指導要領の中で、そういう副読本を作ってやっている。

そうした中で重要なのは、正しい情報にアクセスすることだ。ネット上には、いろんな情報が溢れている。子どもは、それにアクセスし、自分なりに解釈しているが、何が正しいのかというところは、人によって違っているのではないか。つまり、先生から言われたから、それを守っている子どももたくさんいて、インターネットの問題や、インターネット上のいじめの問題、性の問題に関心の高い子どもや、すごく知識を持っている意識の高い子どもがたくさんいる。一方で、正しい情報にアクセスできない、アクセスしても、別の情報を取入れてしまう。だから、情報の妥当性や信頼性というところが、最も今、子どもに教育しなければならないことだ。情報リテラシーを身に付けることが一番重要であり、信頼性の高いニュースや新聞、県のホームページの情報など、信憑性の高い情報にアクセスしやすくするには、ど

うすべきかを考えた方が良いと思う。学校は子どもに対する教育を十分できていると思う。

むしろ、もっとアプローチしなければならないのは、その情報の信頼性や家庭での教育である。家庭の問題は非常に多く、先程のDVの話で、コロナ禍で児童虐待も増えているということだが、件数としてはそんなに増えたわけではない。ニュースでセンセーショナルに取上げられるため、多くあるような感じになっているが、むしろ、今の親にどうアプローチしていくかを、考えていただくことが非常に重要だ。県の幼保支援課では随分力を入れて、ユーチューブなどで子育ての動画をアップし、すごく努力されている。

先程もあったが、県民意識調査に答える方は、意識の高い方という意見があったが、その通りであり、支援が必要な人たちにいかに人権意識を届けるかということ、何か良い案はないか県の考えている施策があれば教えてほしい。

もう一点、今、現代哲学の中で、公正と公平ということが話題になっている。「何が正しいか」、「何が平等か」ということだが、例えば、アメリカでは、黒色人種の方に、大学入学試験を受けず入学してもらうというのは、公正か公平かというような問題がある。「大学試験や入社試験等のいろんな試験はみんな同じテストだから公平にやっている」という意見に対して、「それは公正なのか。出発時点が違うのに、その同じものを課すこと自体が差別ではないのか」という考え方もある。

県が、人権問題に取り組むのであれば、差別されている人たちや人権を侵害されている人たちに、一歩進んで何かを提供できるようにしてほしい。そうすることで高知県の人権尊重の社会は、他県より一歩先に進むと思う。「こういう問題があります」、「こういう調査をしました」、「こういう意識でした」というだけではない何か、高知県で生み出せるのではないかと思う。

2点目は意見なので、お答えいただかなくて良いが、そういうことを考えてみられてはどうか。

会長

来年度に人権施策基本方針を改定するので、2点目について、基本方針を見直す際の視点として、念頭に置いていただきたい。1点目について、事務局から回答をお願いします。

子ども・福祉政策部長

1点目について、全てに言えることだが、課題を持たれた方や、自らアクセスできる方は、それほど心配ではない。本人が気づかないという問題と、どこに相談したら良いか分からないという問題がある。これは、一番初めに、少し説明したが、全て同じテーマだと思う。まず、子どもとその保護者の問題は、現在は、妊娠届を出されたときから保健師が面談をするようになり、1歳、1歳半、3歳の検診で、

ずっと接点を持ち、寄り添う形となっている。その中で、経済的な問題等のいろんな課題がある場合、保健師も受け止めて、子ども家庭総合支援拠点や児童福祉に繋いでいくことがあるが、自らそういったことを望まない家庭に、どのようにして、こちらから接点を持っていくかということが、非常に難しい問題だと思っている。

この共生社会の取組について、ポンチ絵の一番下の左側にチームでの支援という絵がある。個人情報の問題があるが、法的にはご本人の同意を得られなくても、どういった支援が必要なのかを、関係者が集まって協議ができるというスキームになっている。

お話のように、あらかじめ課題を把握できる社会をつくっていききたいし、そういった場合に、ご本人がまだ望まない段階から、行政としてはアプローチしていく取組を進めていきたい。もう一点は、そういった困難な状況の方にどうアプローチするかというときに、地域の方々にその課題に気付いてもらう必要があるということだ。子育てで言うと、住民参加型の子育てをつくっていくときに、周りが、支援の必要な方に気が付くような地域づくりを進めていきたい。ソーシャルワーカーの方も、まずは、こちらが気付く、よく話を聞いて課題を引き出すといったことを地域の方々ができるように、少しずつ取組んでいただきたい。

そういった、仲立ち役の地域共生社会をつくっていくことが大事だと思う。課題があるから解決しようという、そういった部分だけではなかなか難しいと思うので、周りが、逆にそういった課題に気が付くという社会をつくっていききたいと思う。

この人権の問題と、先程話があった女性の問題や、共生社会の問題も全て共通だと思っている。当事者もそうだが、まずは周りが、例えば、女性の問題だと、男性や会社の上司がどのように変わっていくか。そういったところから行政としても一緒に取組んでいきたいので、今後ともよろしくお願ひしたい。

委員

部長から、心強い言葉をいただいて、ありがたい。

この地域包括支援センターや地域共生社会は、繋がることを重視するということが以前別の会議でお聞きしたが、すごく良いことだと思う。

そうしたときに、一点だけ気を付けていただきたいことがある。相談を受けたところが、ワンストップでいろんなところと繋がることはとても重要だが、その課題の相談を受けた方に感性がないと、「どこに繋いだら良いか」、「これは問題なのか」ということが分からないことと思う。

子ども・福祉政策部長

この地域共生社会を進めるための研修の一つの方向性としては、コミュニティソーシャルワークを大事にしたいということがある。ひとり親の方々にとって、いろんな制度サービスを受けるという個別支援も大事だが、その方に合った地域支援に

繋いでいきたい。地域支援をつくり出していくことを、コミュニティソーシャルワークの中で考えていきたい。地域と一緒に考えていくことが大事だと思うので、時間がかかるかもしれないが、高知県社会福祉協議会で研修をさせていただいているので、しっかりと取組んでいきたいと思う。

会長

相談を受ける側の能力や資質という点についてだが、犯罪被害者の方から多くの相談を受けられていると思うが、ご意見をお願いしたい。

委員

話をお聞きして、人権とは、様々なところに大きく関係しているものだと感じた。当センターが行っている犯罪被害者への支援について、少し話をさせていただくと、当センターは16年目を迎えたが、当初は、事件、事故、殺人、暴行傷害の被害への支援が大半で、件数も少なかった。

しかし、近年は、支援件数の約80%が性暴力被害で、懸案となっている。これはまさしく人権侵害であり、その中でも、性被害の対象者は女性が多く、年齢層も下がってきている。10代以下の犯罪被害に遭う方が多く、40代、50代の方の被害も多いが、低年齢の被害者は、学校教育の中で、性教育やそういった部分を十分理解されていないということが多く感じられる。

当センターでは、妊娠まではなかったが、強制的性交等と言われる罪名の被害に遭われた方の支援件数も多く、当センターには、性教育ができる支援責任者がおり、時々性教育をして、段階的に、この相談者がどれぐらいの理解を深めていっているかということ常に行っている。先程、委員から言われたとおり、学校で十分教育ができていないことは理解できるが、被害者の方にとっては、学校教育も家庭教育もこれがうまく交わらないと、一人ひとりの子ども、一人の人間としての成育過程に大きな支障が出てくるところがあると思う。

性被害は大きな犯罪であるが、二次的な形でいろいろと言われる方もいる。「夜遅く帰っていたから」、「飲食街に出かけたから」、「片親だから」といったいろんなことを言われる方がいるが、そういうことは、少し置いていただきたい。性被害に遭うことを、どう周りが防止していくか。当センターでは、多くの被害者から話を伺い、広報啓発も県の支援を受けて行っている。人権・男女共同参画課等の人権啓発に関わる全ての機関で広報啓発はされている。しかし、費用も膨大になっていると思うが、それが十分に活かされているか活かされていないかで考えると、当センターで一般の犯罪や性暴力のワンストップ支援センターとして指定を受けていて、性被害に遭った方への支援をしていることを、県民のどれぐらいが知っているかという、ほんの数%だと思う。

広報啓発はやっており、啓発物も配布しているが、今日話をしている課題の中で、

県民一人ひとりが自分ごととして考えていくと、さらに理解が進んでいくと思う。

しかし、日常生活の中で、性被害に限らず犯罪の被害に遭うかもしれないということを、常に意識して社会生活ができるかということ、それはできない。やはり一人ひとりが自分ごとと捉えられる広報啓発は何か。継続的な広報啓発や人権意識というものは学校だけに任すのではなく、しかし、家庭も、母子家庭や父子家庭、様々な家庭の状況がある。「子どもだけに手をかけられない」、「どうやって自分ら家族の生活を守るのか」、「収入を確保するのか」というところもあるかと思う。

したがって、時間がかかっても、学校教育や家庭での教育、相談・支援体制の周知、県民一人ひとりの人権への理解などの取組を県が進めていけば、少しずつ変わっていくのではないか。

会長

今後もしろいろな施策の展開や、知恵出しをお願いしたい。障害者の人権についてはどうか。

委員

今まで学校で教師として仕事をしてきた人生から、一地域人として生活をして感じたのは、特に高齢化の今の時代、高齢化と障害はすごく密接な関係があるということ。それから、「高知家地域共生社会」のパンフレットを見て、地域共生社会が実現できたら、どんなに良い社会になるんだろうと思う。

というのは、障害のある子どもは、小さいときに障害があることがわかり、療育福祉センターや、特別支援学校に通っているときまでは良いが、卒業後は親が面倒を見る場合に、その親が高齢化して、親も障害があるようになり、障害のある親が障害のある子どもを見なければいけなくなる。金銭的には障害年金等があるが、それだけではなく、ヘルパーが入ったとしても、労力的なものや精神的な支えが、足りない部分があると思う。

老老介護の話をよくするが、親を見送ったあと、ふと気が付いたら自分の配偶者を見なければいけなくなる。介護保険制度を利用するまでには至らないが、手が足りない。昔であれば、隣の人にすぐ頼んだりできたが、今、私の住んでいる地域では、昔から住んでいる人や、新しい住宅を建てて引っ越してきた人、学生等と、非常に多様な人たちが住んでいる。

そうになると、町内会に入らない人たちがたくさん出てくる。町内会に入っていない人たちが、町内会で取決めた溝掃除に参加しない。町内会の街灯代も一切払わない。学生の問題ではなく、下宿を経営して家賃を得ている人や、そこに住んでいる人が、地域にどれだけ助けられているかということを考えないといけない。地域共生することの難しさをすごく感じる。

昔は、「そういうことをしなかったらみっともない」、「世間に申し訳ない」という

気持ちがすごくあったが、今は、そうではなくなっている。障害者や高齢者が地域で共生しなければいけないので、「高知家地域共生社会」のパンフレットをととても嬉しく拝見した。

しかし、地域共生社会をどうやって実現していくかは、今後の大きな課題だと思う。

会長

各分野で人権問題はあるが、問題が複合化していくつも重なってきている。新しい施策を実施する、計画を見直すときには、留意すべき視点だと思う。例えば、インターネットや女性の人権問題は重なってくる部分もある。

災害のときに、避難所や施設等での人権の問題が起こることもあると思うが、ご意見をお願いしたい。

委員

各委員の様々な意見を伺い、そのとおりに思いながら、我が事として捉えていけないといけないと感じている。それから、人権と言われたら、非常に難しいと感じる方が多いと思うが、その目的は地域共生社会をつくることだと言えば、非常に分かりやすい。この「高知家地域共生社会」のパンフレットは、目指すところが何かが非常に分かりやすく書かれていると思う。

災害時に向けて、行政と地域住民が繋がり、連携をしていくために、自主防災組織連絡協議会で女性部会を立ち上げた。今、安芸市には、55 くらいの自主防災組織連絡協議会があるが、うち約半分の組織で女性部会を立ち上げている。人に言われてではなく、自主的に立ち上げ、皆が我が事として積極的に活動を行ってくれている。

また、「ぐーちょきぱー」という冊子をこうち男女共同参画センター「ソーレ」が発行しており、私も編集に関わっている。災害が起こったら、多くの方が避難してくるので、その中に人権の様々な課題を抱えている方が集まってくる。冊子の内容について簡潔に説明させていただく。

共働きでお母さんが食事を作り、お父さんは洗濯物をたたみ、子どもとおばあさんがいるとする。南海トラフ地震が起こり、津波から避難して、避難所生活を送ることとなる。避難所に行って1ヵ月ぐらい生活しないといけないかもしれない。そのときに、多くの問題が発生し、非常に脆弱なところにしわ寄せが起こり、困難な問題がたくさん起こってくるのが分かると思う。

そして、4 ページの一番下に、性暴力も発生したことが書かれており、東日本大震災のときにも起こったと報告されている。5 ページには、DVや児童虐待が起こったことも書かれている。最後に、6 ページで私の地域の活動についても記載している。

そこで、県民意識調査報告書の172ページで、災害が起きた場合の人権上の問題点という設問で、「避難生活でプライバシーが守られない」の選択肢が、10代では91.7%となっている。年代によってそれぞれ人権上の問題点と捉えるところが異なるため、いろんな世代を交えて、取組んでいかなければならないと非常に感じた。今回の改定も、年齢に合わせて見直していかなければならないところもあるかと思うし、若い人から意見を貰えるような仕組みづくりも非常に必要だ。

また、教育の分野において、黒潮町で高校生が主となって毎年行われている「高知県高校生津波サミット」という非常に素晴らしい取組がある。若い人が主となって防災活動をすることは非常に大事だ。私もこの報告会にギャラリーとして出席しているが、皆さん非常にきめ細かく、自分たちの言葉で取組んでいる様子を語ってくれるので、非常にありがたく思っている。

若い人たちを対象に取組を進め、みんなで地域共生社会を目指すことは、非常に分かりやすい目標だと思う。

会長

意見のあった年齢階層別に施策を考えることは、非常に大事な視点と思うので、よろしくお願ひしたい。

委員

県民意識調査の結果で気になる点がある。138ページの外国人に関する人権上の問題点という設問で、「就職とか職場で不利な扱いを受ける」の選択肢が、5年前の平成29年度調査では、約3分の1の人が「ある」と答えている。それが5年で約半分まで割合が上がっており、新型コロナウイルス感染症はあまり関係があるとは思えないし、どのような方法でこの調査が行われたか教えてほしい。

人権・男女共同参画課

調査対象は、選挙人名簿の18歳以上の県民3,000人を無作為抽出で選んでいる。いろんな年代の方が答えた結果が、この調査結果に現れている。私も、別の質問で疑問に思ったことがある。20ページの人権侵害の経験を問う設問で、「ある」と答えた方が5年前と比べて大きく減っている。それは、良いことだろうけど、回答された方がどんな基準で選んだのかは、回答者にしか分からない。〇〇委員からお話のあった138ページの、「就職とか職場で不利な扱いを受ける」の回答割合がすごく変化があるというのは、今後、年代別等の詳細な分析も行うが、行き着くところ、その回答者がどう考えたかということになると思う。

委員

141ページの、職業別で見る外国人に関する人権上の問題点について、生徒・学

生の73.9%が「就職・職場で不利な扱いを受けた」と感じたということで、生徒・学生でも簡単に答えられそうなオンラインで、調査が行われたらと思ったがどうか。

人権・男女共同参画課

この調査は、郵送のみで実施している。インターネットも併用して調査をするべきか検討したが、他県で、インターネットで意識調査を実施し、逆に回収率が下がったところもあったようで、郵送のみで実施した。「就職や職場で不利な扱いを受けることが問題だと思う」と、答えた生徒・学生がいるということだと思う。

会長

労働局の取組についてはどうか。

委員

労働局の雇用環境・均等室では、職場環境整備に関連し、女性の活躍推進を行っている。女性活躍推進法という法律があり、2022年から労働者数が301人以上の企業で、男女の賃金の差異の情報を公表するように義務付けられている。

公表することで数字ばかりに目がいってしまうが、男女の賃金の差異は、その男女の採用、配置、昇進、教育訓練等において、結果として表れることから、企業には、差異が起きた要因分析と情報公表を契機として、雇用管理改善とか女性の活躍推進に向けた取組や、男女雇用機会均等の是正に向けた取組を行っていただくことが目的。私たちは、事業主向けにはなるが、そういった観点から指導を行ったり、仕事と家庭の両立支援ということで、育児介護休業法の関係で昨年「産後パパ育休」というものも、法が施行されたので、企業の方でしっかりやっていただくよう、周知を図っていきたい。

会長

各委員からのご意見を一通りいただくことができた。来年度の基本方針の改定に向けて、建設的な意見がたくさん出たので、ぜひ、留意する指針として検討をお願いしたい。

議事（2）：「高知県人権施策基本方針－第2次改定版－」の令和3年度実績等について

人権・男女共同参画課

資料2-1、2-2により説明。

委員

資料 2-1 の PDCA シートでの進捗管理については、各年度の実績状況、改善点、翌年度の計画等が記載されており、すごく大事な取組だと思う。112 ページには、避難所運営訓練で市町村の支援をするとあるが、令和 3 年度の実績状況が記載されていない。令和 3 年度は実績なしで、令和 4 年度に実施するというのか。コロナ禍で実施できなかったのだと思うが、4 年度はしっかりと取組んでいただきたい。

危機管理・防災課

令和 3 年度の避難所の運営訓練の実績が 0 となっているのは、令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症が非常に蔓延している状況であり、5 月に県の総合防災訓練を須崎市で予定していたが、2 日前に中止となった。それ以降も、各種訓練が全部中止せざる得なくなっていた。安芸市からも、毎年訓練計画をいただいているが、令和 3 年度は中止となり、実績なしとなった。

令和 4 年度も、コロナ禍ではあるが、訓練を徐々に行えるようになり、自衛隊の艦艇等を活用した南海トラフの災害医療訓練や、県の総合防災訓練を四万十市で実施するなど、実績が上がってきている。

委員

非常に多くの施策がされており、「高知家地域共生社会」のパンフレットの裏側を見ると、数多くの部局が関わっている。気になる点として、例えば、市町村の福祉事務所などは、とても連絡先は書けないということで、そこは空欄となる。

また、施策は非常に多岐にわたっており、本県の場合、県庁とかソールに行くだけで 2 時間以上かかる地域もある。そういった中で一次窓口的な関係からいうと、市町村や市町村の教育委員会になってくるが、職員数の少ない市町村で、これだけの施策をきちんと把握して繋げていくことは、なかなか難易度が高いと思うが、そういった市町村や関係機関との連携状況はどうか。

子ども・福祉政策部長

次期の基本方針改定の際に、協議いただきたいと思うところだが、啓発と相談、支援の部分で、県の方が前面に立ってしっかりと施策を打っていきたい。その後の支援は市町村とも連携をしていく。例えば相談については、インターネットや SNS 相談であるとか、新しい相談体制をどう組むかという議論もあると思うので、そういったフロントの部分の啓発、相談については、県がしっかりとやっていきたいという思いがある。連携についても議論をいただきたいと思う。

もう一つは、市町村のマンパワーが足りないこと。ただ、地域共生社会の関係で新たにマンパワーの配置の予算確保ができる国の事業があり、今年度は 6 市町が取組、来年度は 19 市町村で取組む予定である。

お話のように、全てを市町村だけで行うことはなかなか難しく、福祉保健の広域的な取組や、全県的な取組など、県として担うべきところは担いながら、市町村の中での体制作りも併せて行っていただきたい。基本的には、市町村と一緒に連携しながら取組んでいきたい。

委員

「高知家地域共生社会」のパンフレットについて、いろんなことに配慮しながら作成したと思うが、表紙のイラストで、赤ちゃんを抱いている人が男性でも良いと思うので、そういったことも配慮して作成していけば、より一層良くなると思う。

会長

先程、委員がおっしゃった県民意識調査の外国人の部分について、すごくばらつきがある。設問の仕方と対象者に、学生層、特にアルバイトの学生が多いから、そこで実際に経験したことが、すごく如実に出たと思ったが、違うようなので、誤解することがないように、次回の調査のときには、この項目は工夫した方が良いのかなと思う。

委員

外国人についてだが、私は外国人の方と関わりがあり、実際に就労となると本当に厳しく、最初の条件と全く違うことがある。以前に問題になったのは、日本語を喋られるようになるために留学に来ているのに、お金が全くない状況だから、すぐにアルバイトを始めないといけない。しかし、日本語が喋れないから、アルバイトもすぐに解雇されてしまい、どうやって生きていけば良いのかといった話をよく聞く。

県民意識調査は、日本人 3,000 人で取られたと思うが、日本人が見たことや思ったことで回答されたと思うので、質問の内容を「あなたが見たことありますか」や、「外国人と一緒に仕事をされたときにどうだったか」というような形に変えないと、憶測で「多分こうであろう」と回答されている部分があると感じた。

会長

私も同感で、ぜひ、工夫をお願いしたい。今後の日本の地域社会にとって大事なことなので、よろしくをお願いしたい。

他にないようであれば、事務局の方にお返しする。

(以上)